

## 通 知 書

令和3年8月4日に開催した淡路市教育特区学校審議会において、貴社が運営する学校の運営状況等の評価を行い、同審議会より答申書を受理しました。

答申書の結果、学校の運営状況などについて適正であると認めたので、構造改革特別区域法第12条第6項の規定に基づき通知します。

令和3年8月26日

株式会社A I E

代表取締役 橋本 隆志 様

淡路市長 門 康 彦